

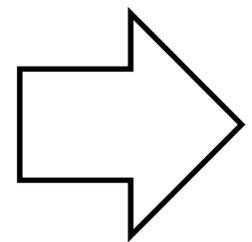
- 滋賀県では、UPZ内にある社会福祉施設(4施設394人)のうち、障害福祉サービス事業所等については、国の原子力災害対策本部から一時移転等の指示が出た場合における受入候補施設を、滋賀県災害対策本部にて障害福祉サービス事業所等23施設との調整により確保。
- 救護施設についてはあらかじめ避難先を確保。何らかの事情で、あらかじめ選定した避難先施設が使用できない場合には、滋賀県災害対策本部が受入先を調整。
- 医療機関は所在しない。

< UPZ内 >

施設区分		避難元施設	
		施設数 (施設)	入所定員 (人)
社会福祉施設	障害福祉サービス事業所等	2	34
	救護施設	2	360
合計		4	394

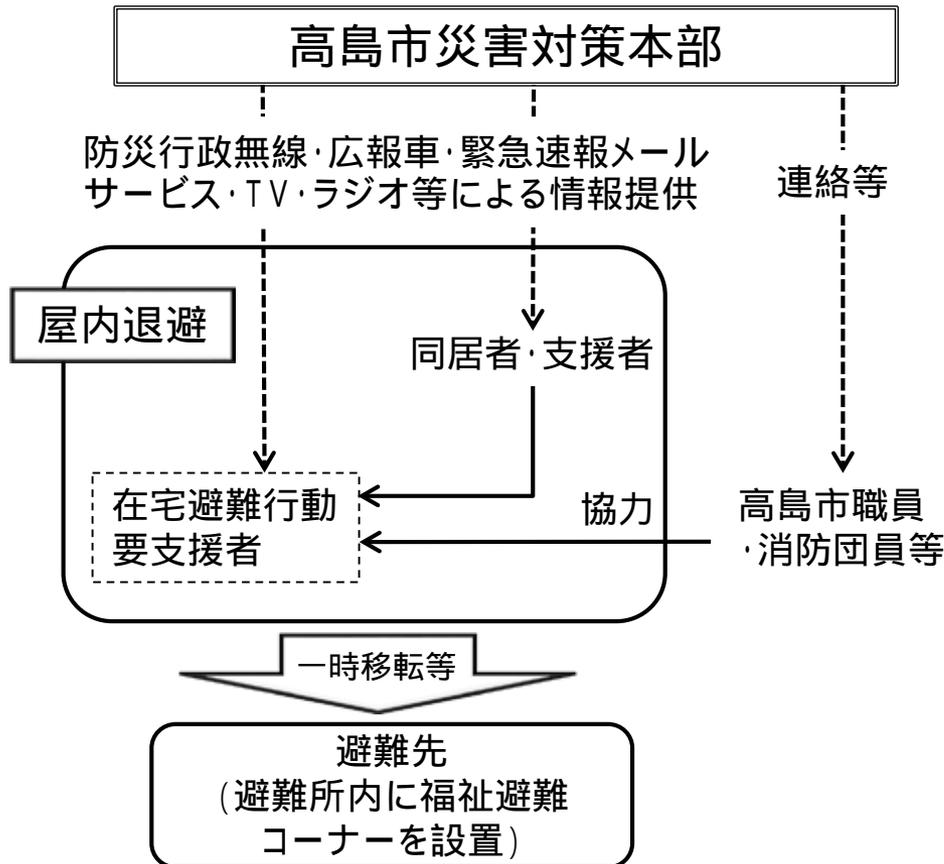
< UPZ外 >

避難先施設	
受入候補施設数(施設)	受入可能人数(人)
23	949
3	360
26	1309



障害福祉サービス事業所等、候補施設との調整により受入先を確保。救護施設についてはあらかじめ受入先を確保。

- 在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力する支援者に対し、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、TV、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- 支援者の同行により、地域住民と一緒に避難できる在宅の避難行動要支援者は、一時移転等が必要となった際には、高島市が準備した避難先に一時移転等を行う。なお、介護ベッド等が必要な在宅の避難行動要支援者は、避難先にて設置している福祉避難コーナーを利用。
- 支援者のいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者を確保できない場合においても、高島市職員、自治会、消防職員・団員等の協力により屋内退避・一時移転等ができる体制を整備。

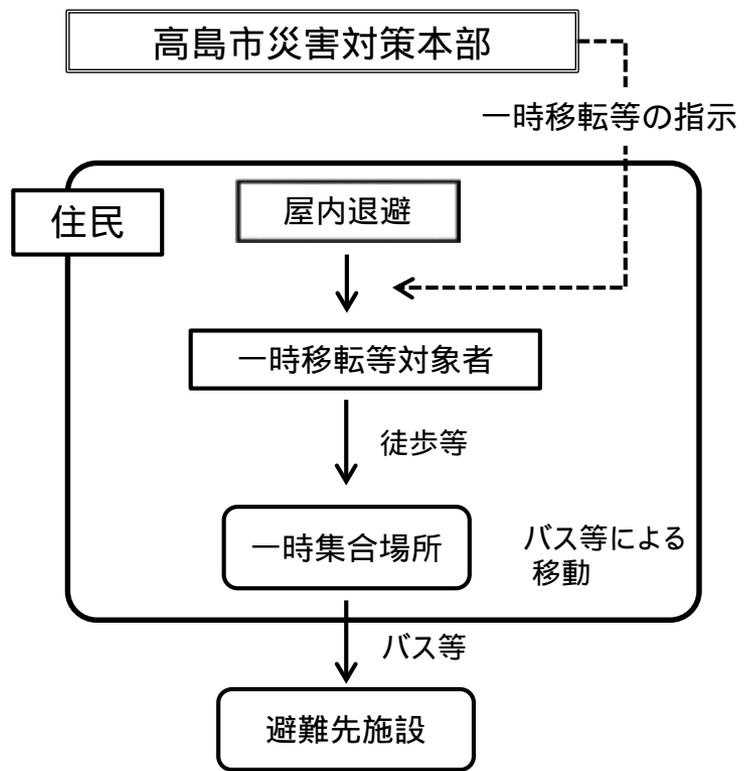


UPZ 内の在宅の避難行動要支援者数 (暫定値)

市町	UPZ内(人)
高島市	48(36)

- 1 ()内は支援者有り
- 2 平成29年4月現在

- 国の原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果に基づき、OIL1に該当すると特定された区域及びOIL2に該当すると特定された区域に対し一時移転等を指示。
- 国の原子力災害対策本部の指示に基づき、高島市災害対策本部より、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、TV、ラジオ等を用いて一時移転等の指示を伝達。
- 当該住民は避難計画で定めている避難先へ一時移転等を実施。
- 滋賀県では、渋滞抑制の観点から、原則バスによる移動を実施。



< UPZ内市町の避難先 >

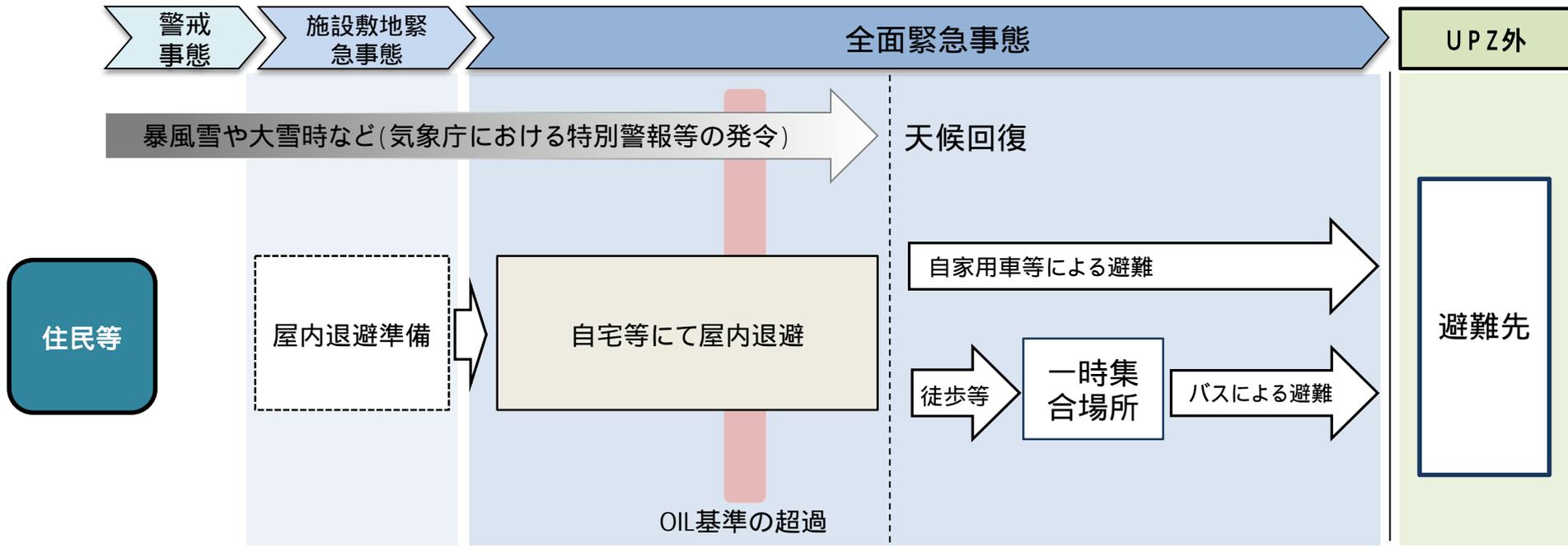
地域コミュニティの確保と行政支援継続の観点から、高島市内、県内避難を優先的に検討し、自然災害等により県内での受入れが困難な場合は県外に避難。

市町名	県内避難先	県外避難先	
高島市 (537人)	高島市内	大阪府	大阪市、枚方市 高槻市 (合計:537人)

平成成29年4月1日時点

- 暴風雪や大雪時など、気象庁から特別警報等が発令された場合には、外出を控える等の安全確保を優先する必要があるため、天候が回復するなど、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。
- その後、天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、一時移転等を実施。

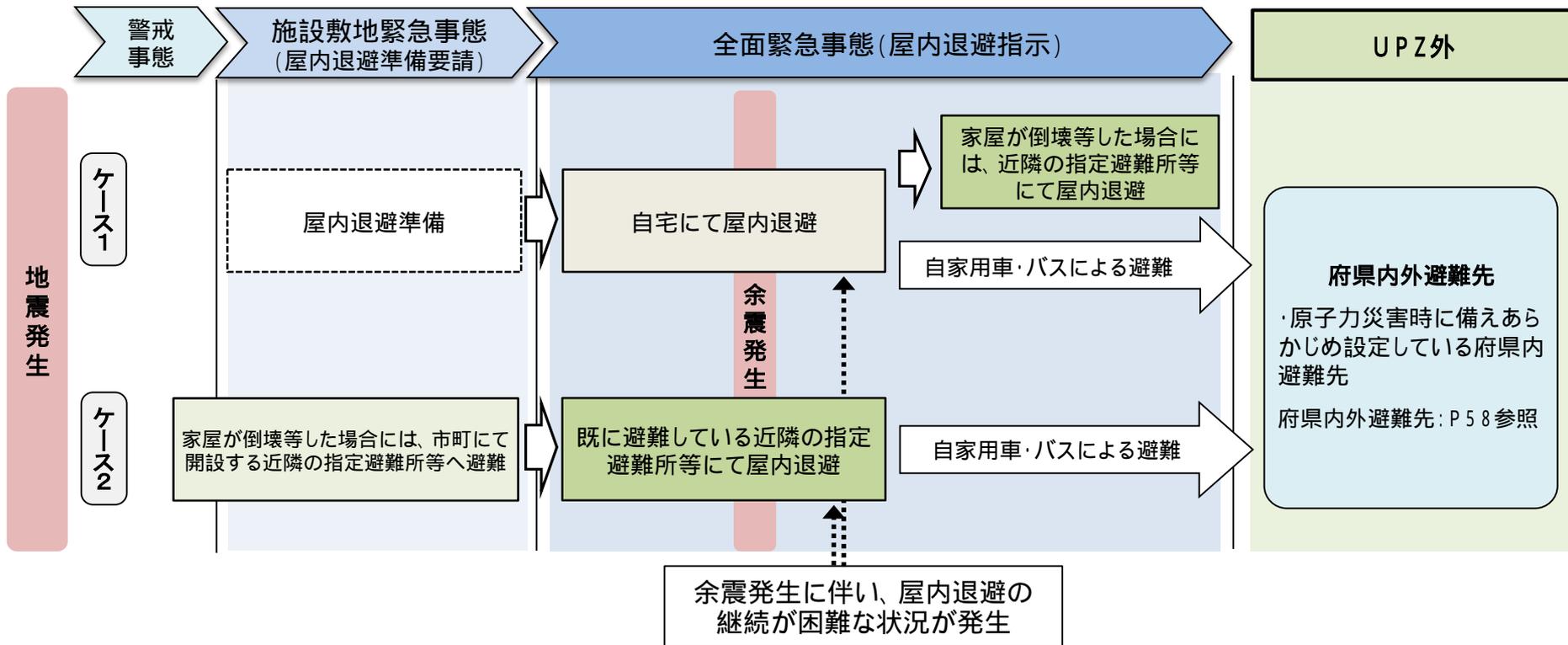
< 全面緊急事態で天候が回復した場合 >



自然災害等（地震）により屋内退避が困難となる場合の基本フロー

- 地震による家屋の倒壊等により、家屋における滞在が困難な場合には、安全確保のため市町にて開設する近隣の指定避難所等に避難を実施。
- その後、全面緊急事態となり、屋内退避指示がでていいる中で余震が発生し、家屋や既に避難している近隣の指定避難所等への被害が更に激しくなる等、屋内退避の継続が困難な場合には、人命の安全確保の観点から地震に対する避難行動を最優先することが重要。このことから、市町にて開設するUPZ内の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ速やかに避難を行う²。
- なお、屋内退避指示中に避難を実施する際には、国及び関係府県等は、住民等の避難を安全かつ円滑に実施するため、避難経路や避難手段、国が提供する原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報等について、確認・調整等を行う。

< 屋内退避中に余震が発生し被害が激しくなった場合 >



1 津波災害時や大雨による土砂災害時においても基本的には同様のフローとなる。

2 仮に、放射性物質放出に至った場合に避難するような場合には、住民の被ばく量を可能な限り低減するため、身体に放射性物質が付着しないようにレインコート等を着用したり、放射性物質を体内に吸い込まないようにマスクをしたり、タオルやハンカチ等で口や鼻を覆う等の対策を周知。

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。ここではあえて、福井県UPZ内全域において福祉車両による避難が必要な要支援者が、一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、車椅子車両が56台、ストレッチャー車両が39台に対して、福井県内における保有車両数はそれぞれ、704台と89台であり、必要台数を要請し確保。
- また、要支援者の一時移転等の際には、まずは県内で保有している福祉車両を利用して避難することを優先するが、それでも不足するような場合には、（一社）福井県タクシー協会に所属するタクシー（800台）を活用。（車椅子を荷台に積むことや座席のリクライニング利用などにより、福祉車両と同等の輸送が可能。）
- なお、それでも必要車両数が確保できない場合には、国の原子力災害対策本部にて福祉車両の確保にむけた調整を行う。

	車椅子車両	ストレッチャー車両	備考
在宅	260台	175台	
医療機関	173台	253台	
社会福祉施設	350台	105台	
合計	783台 ¹	533台 ²	1 車椅子車両は1台当たり2名の要支援者の搬送をすることを想定 2 ストレッチャー車両は1台当たり1名の要支援者の搬送をすることを想定
必要車両台数	56台	39台	・ピストン輸送（14往復）を想定



県内の福祉車両保有数	704台	89台	・県内における医療機関や社会福祉施設等における保有台数の合計数（消防の保有する救急車の台数を除く）
（一社）福井県タクシー協会に所属するタクシー保有数	800台（平成29年2月時点）		・一般タクシーは、車椅子（大型電動車椅子を除く）を荷台に積むことや座席のリクライニング利用や支援者の同伴により、福祉車両と同等の輸送能力が確保可能

この他、関西電力の保有する福祉車両（車椅子車両4台、ストレッチャー・車椅子兼用車両21台）について活用不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）に支援を要請

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。ここではあえて、京都府UPZ内全域において福祉車両による避難が必要な要支援者が、一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、車椅子車両が47台、ストレッチャー車両が40台に対して、京都府内における保有車両数はそれぞれ、115台と81台（148台¹）であり、必要台数を要請し確保。
- また、要支援者の一時移転等の際には、まずは府内で保有している福祉車両を利用して避難することを優先するが、それでも不足するような場合には、（一社）京都府タクシー協会に所属するタクシー（6,047台）を活用。（車椅子を荷台に積むことや座席のリクライニング利用などにより、福祉車両と同等の輸送が可能。）
- なお、それでも必要車両数が確保できない場合には、国の原子力災害対策本部にて福祉車両の確保にむけた調整を行う。

	車椅子車両	ストレッチャー車両	備考
在宅	204台	44台	
医療機関	192台	362台	
社会福祉施設	261台	144台	
合計	657台 ²	550台 ³	2 車椅子車両は1台当たり2名の要支援者の搬送をすることを想定 3 ストレッチャー車両は1台当たり1名の要支援者の搬送をすることを想定
必要車両台数	47台	40台	・ピストン輸送（14往復）を想定



府内の福祉車両保有数 ⁴	115台	81台	4 京都府及び府内UPZ市町における医療機関や社会福祉施設等における保有台数の合計数（消防の保有する救急車の台数を除く）
（一社）京都府タクシー協会に所属するタクシー保有数	6,047台（平成29年4月時点）		・一般タクシーは、車椅子（大型電動車椅子を除く）を荷台に積むなどすることで、車椅子専用の福祉車両と同等の輸送能力が確保可能

1 ストレッチャー車両には、複数のストレッチャーを搬送できる車両を含むため、搬送可能数は148台に相当
 この他、関西電力の保有する福祉車両（車椅子車両4台、ストレッチャー・車椅子兼用車両21台）について活用
 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）に支援を要請

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。ここではあえて、滋賀県UPZ内全域において福祉車両による避難が必要な要支援者が、一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、車椅子車両が3台、ストレッチャー車両が1台に対して、滋賀県内における保有車両数はそれぞれ、228台と20台であり、必要台数を要請し確保。
- また、要支援者の一時移転等の際には、まずは県内で保有している福祉車両を利用して避難することを優先するが、それでも不足するような場合には、（一社）滋賀県タクシー協会に所属するタクシー（1,148台）を活用。（車椅子を荷台に積むことや座席のリクライニング利用などにより、福祉車両と同等の輸送が可能。）
- なお、それでも必要車両数が確保できない場合には、国の原子力災害対策本部にて福祉車両の確保にむけた調整を行う。

	車椅子車両	ストレッチャー車両	備考
在宅	9台	1台	
医療機関	-	-	
社会福祉施設	23台	0台	
合計	32台 ¹	1台 ²	1 車椅子車両は1台あたり1名の要支援者の搬送をすることを想定 2 ストレッチャー車両は1台あたり1名の要支援者の搬送をすることを想定
必要車両台数	3台	1台	・ピストン輸送（14往復）を想定



県内の福祉車両保有数	228台	20台	・県内における医療機関や社会福祉施設等における保有台数の合計数（消防の保有する救急車の台数を除く）
（一社）滋賀県タクシー協会に所属するタクシー保有数	1,148台（平成29年4月時点）		・一般タクシーは、車椅子（大型電動車椅子を除く）を荷台に積むなどすることで、車椅子専用の福祉車両と同等の輸送能力が確保可能

この他、関西電力の保有する福祉車両（車椅子車両4台、ストレッチャー・車椅子兼用車両21台）について活用不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）に支援を要請

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。福井県では県内避難先に原則自家用車により一時移転等を実施することとなるが、ここではあえて、福井県におけるUPZ内全域が、一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、想定対象人数3,645人、必要車両数83台に対して、福井県内バス会社の保有車両数は878台と必要台数を要請し確保。
- なお、県内の輸送手段では不足する場合、関西広域連合等関係機関が関西圏域の府県及び隣接府県等の関係団体から輸送手段を調達する（詳細についてはP98参照）。

		合計	おい町 <small>ちよう</small>	おまし <small>お</small> 小浜市	高浜町	わかさちよう <small>わか</small> 若狭町	美浜町	備考
対象人数 (想定) (人)	UPZ内人口	72,864	7,552	29,655	10,570	15,313	9,774	H29.4.1時点
	バスによる一時移転等が必要となる住民	3,645	378	1,483	529	766	489	・UPZ内人口 × 0.05 ・住民の5%がバスによる一時移転等が必要となると想定 ¹
必要車両台数 ²		83	9	33	12	18	11	バス1台当たり45人程度の乗車を想定



福井県内のバス会社 保有車両	878 (平成28年12月時点)	福井県内のバス会社から必要な輸送手段を調達
関西圏域及び隣接府県 保有台数	13,165	関西広域連合等関係機関が関係団体から輸送手段を調達

1 福井県避難時間推計シミュレーションに基づく想定。

2 県内避難先の被災等により県外避難する一部住民については、集団で避難することを基本に、自家用車の乗り合わせやさらなるバスの確保を実施。

不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）に支援を要請

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。ここではあえて、京都府におけるUPZ内全域が一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、想定対象人数84,885人、必要車両数1,417台に対して、京都府内バス会社の保有車両数は2,298台と必要台数を要請し確保。
- なお、府内の輸送手段では不足する場合、関西広域連合等関係機関が関西圏域の府県及び隣接府県等の関係団体から輸送手段を調達する（詳細についてはP98参照）。

		合計	まいづるし 舞鶴市	あやべし 綾部市	なんたんし 南丹市	きょうたんばちょう 京丹波町	京都市	備考
対象人数 (想定) (人)	UPZ内人口	84,885	79,354	1,600	3,352	278	301	H29.4.1時点
	バスによる一時移転等が必要となる住民	63,665	59,516	1,200	2,514	209	226	・UPZ内人口 × 0.75 ・住民の75%がバスによる一時移転等が必要となると想定 ¹
必要車両台数		1,417	1,323	27	56	5	6	バス1台当たり45人程度の乗車を想定



京都府内のバス会社 保有車両	2,298 (平成28年3月時点)	京都府内のバス会社から必要な輸送手段を調達
関西圏域及び隣接府県 保有台数	13,165	関西広域連合等関係機関が関係団体から輸送手段を調達

1 京都府避難時間推計シミュレーションに基づく想定
不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）に支援を要請

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。ここではあえて、滋賀県におけるUPZ内全域が一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、想定対象人数537人、必要車両数32台に対して、滋賀県内バス会社の保有車両数は505台であり、必要台数を要請し確保。
- なお、県内の輸送手段では不足する場合、関西広域連合等関係機関が関西圏域の府県及び隣接府県等の関係団体から輸送手段を調達する（詳細についてはP98 参照）。

		高島市	備考
対象人数 (想定) (人)	UPZ内人口	537	H29.4.1時点
	バスによる一時移転等が必要となる住民	537	・UPZ内人口 ・住民の100%がバスによる一時移転等が必要となると想定
必要車両台数		32	バス1台当たり17人程度の乗車を想定



滋賀県内のバス会社 保有車両(観光バス)	505 (平成29年4月時点)	滋賀県内のバス会社から必要な輸送手段を調達
関西圏域及び隣接府県 保有台数	13,165	関西広域連合等関係機関が関係団体から輸送手段を調達

不測の事態により上述の輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

国、関係機関による輸送能力の確保

- 福井県、京都府及び滋賀県内の輸送手段で不足する場合の輸送能力の確保については、
 - 関西広域連合等関係機関が関西広域連合の構成府県及び連携県並びに隣接府県等の関係団体から輸送手段を調達
 - 平成27年12月に近畿2府8県及び関西広域連合にて「大規模広域災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定」を締結
 - 上記手段により確保した輸送手段で対応できない場合、国の原子力災害対策本部からの依頼に基づき、国土交通省が関係団体、関係事業者に対し、協力を要請し必要な輸送能力を確保する。

【関西広域連合の協定に基づく要請フロー】

避難元府県内の輸送手段で対応困難



避難元府県は、他の府県のバス協会又はその会員への協力依頼を関西広域連合に要請



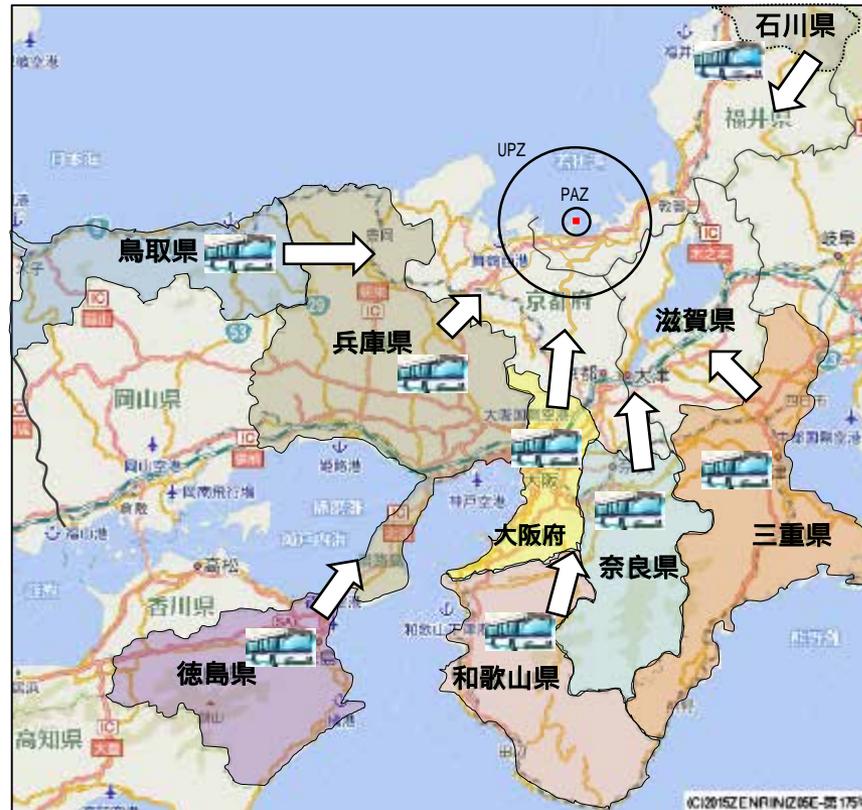
関西広域連合は、速やかに府県と調整し、応援の割当てを定めた応援計画を作成



応援府県は、応援計画に基づき、府県バス協会又はその会員に対し協力を要請



バス協会又はその会員による住民輸送の実施



各府県保有バス台数

府県名	保有台数 (台)
石川県	1,229
三重県	1,230
大阪府	4,022
兵庫県	3,917
奈良県	1,006
和歌山県	706
鳥取県	540
徳島県	515
計	13,165

不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

他の地方公共団体からの応援計画

○ 原子力災害又は地震、津波との複合災害が発生した場合、国からの支援のほか、福井県、京都府及び滋賀県に対する関係地方公共団体からの支援策として、近隣府県や広域圏、または全国規模の応援協定が締結されている。

福井県・岐阜県災害時等の相互応援等に関する協定(平成7年10月6日)

【応援内容】

被災地の情報収集及び人員、資機材輸送等のためのヘリコプターの派遣
救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職等の職員の派遣及びボランティアの
あっせん
食料、飲料水及び生活必需品並びにその提供に必要な資機材の提供及びあっせん
被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材、物資等の提供
及びあっせん
救援及び救助活動に必要な車両等の提供及びあっせん
被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
ごみ、し尿処理のための車両及び施設のあっせん
その他特に要請のあった事項

近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定(平成24年10月25日)

【対象】

福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、
関西広域連合

【応援内容】

職員の派遣
食料、飲料水及び生活必需品の提供
資機材の提供
避難者及び傷病者の受入れ
その他特に要望のあった事項

中部9県1市災害時等の応援に関する協定(平成19年7月26日)

【対象】

富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、
名古屋市長

【応援内容】

応援物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣
避難場所等の相互使用、緊急輸送路の共同啓開等被災県市等の境界付近における
必要な措置
被災者等の一時収容のための施設の提供
医療機関による傷病者の受入れ
その他特に要請のあった事項

福井県・石川県災害時等相互応援等に関する協定(平成26年6月11日)

【応援内容】

広域避難に係る避難者の受け入れ調整
原子力防災活動資機材の提供
(緊急時モニタリング資機材・原子力防災活動資機材・緊急時医療資機材)
原子力防災関係職員の派遣
(緊急時モニタリング関係職員・緊急時医療関係職員・その他原子力災害対策関係職員)

北陸三県災害時等の相互応援に関する協定(平成21年5月18日)

【対象】

富山県、石川県、福井県

【応援内容】

被災地の情報収集並びに人員及び資機材の輸送等に係るヘリコプターの派遣
救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職等の職員の派遣並びにボランティアの
あっせん
食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん
被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な資機材、物資等の提供
及びあっせん
避難、救援及び救助活動に必要な車両等の提供及びあっせん
被災者等の一時収容のための施設の提供及びあっせん
ゴミ、し尿処理等のための車両及び施設のあっせん
医療機関による傷病者の受入
その他要請のあった事項

福井県・奈良県災害時等の相互応援等に関する協定(平成26年6月11日)

【応援内容】

救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職等の職員の派遣及びボランティアの
あっせん
食料、飲料水及び生活必需品並びにその提供に必要な資機材の提供及びあっせん
被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材、物資等の提供
及びあっせん
救助及び救援活動に必要な車両等の提供及びあっせん
被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
その他特に要請のあった事項
平常時における、原子力防災に関する情報の提供、普及啓発、研修の実施等
原子力災害時の避難受入れにかかる関係市との調整等の協力

関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定 (平成23年10月31日)

【対象】
関西広域連合（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）、九州地方知事会（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県）

【応援内容】
職員の派遣
食料、飲料水及び生活必需品の提供
避難施設及び住宅の提供
緊急輸送路及び輸送手段の確保
医療支援
その他応援のため必要な事項

関西広域連合と中国地方知事会との災害時の相互応援に関する協定 (平成29年6月5日)

【対象】
関西広域連合（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）、中国地方知事会（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）

【応援内容】
住民の避難
被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援
施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋
その他特に要請のあった事項

関西広域連合と四国知事会との災害時の相互応援に関する協定 (平成29年6月6日)

【対象】
関西広域連合（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）、四国知事会（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）

【応援内容】
職員の派遣
食料、飲料水及び生活必需品の提供
資機材の提供
避難者及び傷病者の受入れ
車両、ヘリコプター、船舶等の輸送手段の確保
医療支援
その他被災した構成府県市が要請した措置

原子力災害時の相互応援に関する協定(平成13年1月31日)

【対象】
北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、京都府、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県

【応援内容】
原子力防災資機材の提供
職員の派遣

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定(平成24年5月18日)

【応援内容】
人的支援及び斡旋
物的支援及び斡旋
施設又は業務の提供及び斡旋
その他特に要請のあったもの

関西広域連合と九都府市との災害時の相互応援に関する協定(平成26年6月11日)

【対象】
関西広域連合（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市

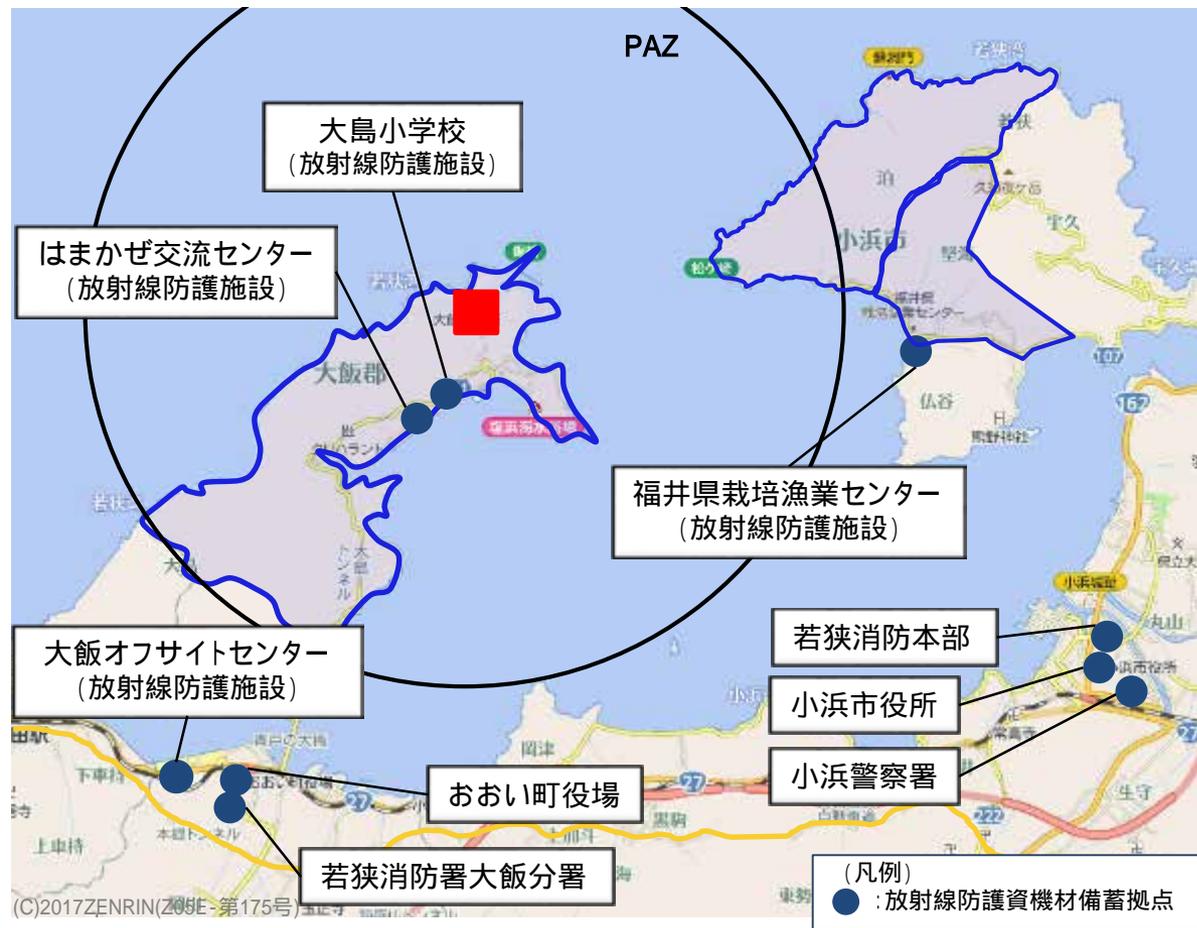
【応援内容】
職員の派遣
食料、飲料水及び生活必需品の提供
資機材の提供
避難者及び傷病者の受入れ
車両、ヘリコプター、船舶等の輸送手段の確保
医療支援
その他特に要請のあった事項



7 . 放射線防護資機材、物資、 燃料備蓄・供給体制

PAZ内防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄体制

- 福井県は、PAZ内の防護対策を担う自治体職員、警察・消防職員(消防団員を含む)のほか、バス会社等の運転者、放射線防護施設の施設管理者等向けに防護服・個人線量計等の放射線防護資機材を備蓄。
- 緊急時には、放射線防護資機材を避難誘導者、運転者に配布し、万一に備え避難搬送時に携帯。
- 平時にはこれらの使用方法に関する訓練・研修を定期的実施。



サーベイメータ(GM管)



個人線量計

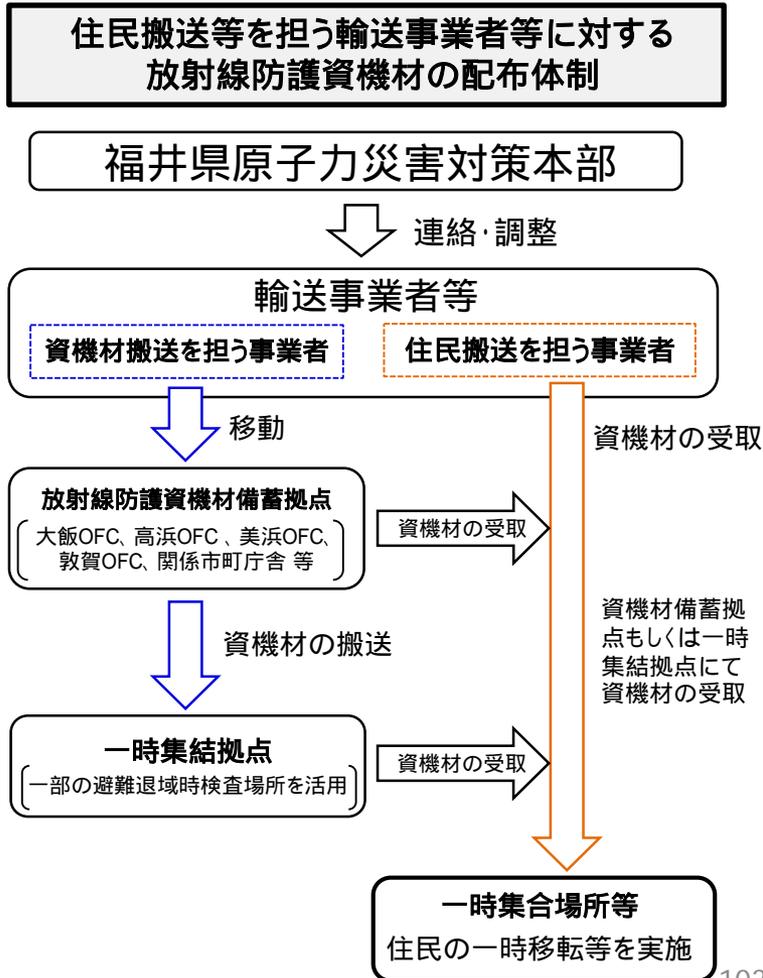
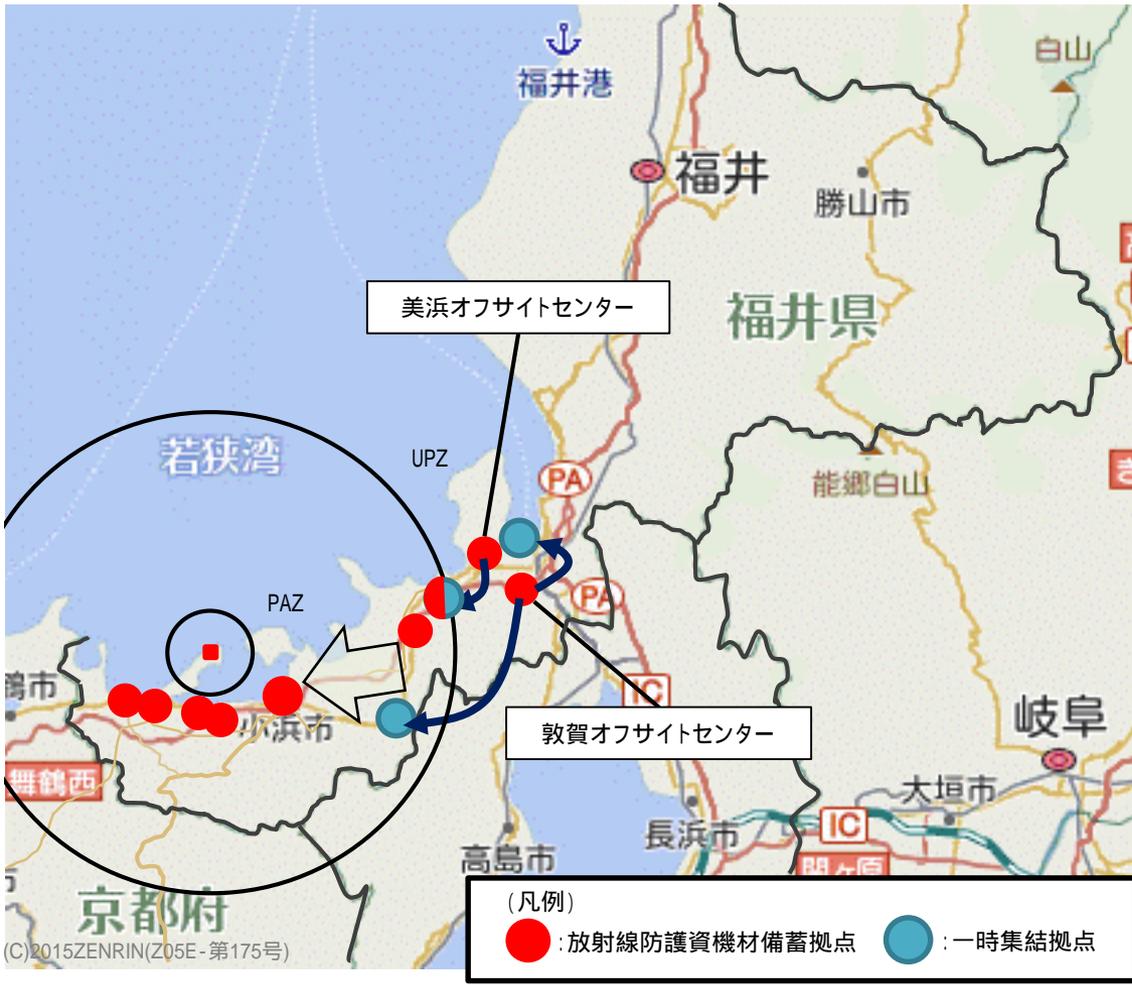


タイベックスーツ

備蓄拠点	対象者
大飯オフサイトセンター おおい町役場 小浜市役所	自治体職員、避難誘導者 バス運転者等防災関係者
小浜警察署 若狭消防本部 若狭消防署大飯分署	警察職員 消防職員、消防団員 等
はまかぜ交流センター 大島小学校 福井県栽培漁業センター	施設管理者、避難誘導者等

福井県におけるUPZ内防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄・供給体制

- UPZ内一時移転等において住民搬送を担う輸送事業者等には、原則、放射線防護資機材備蓄拠点や緊急時に設置する一時集結拠点(一部の避難退域時検査場所を活用)で放射線防護資機材を配布。
- 一時集結拠点等では、放射線防護資機材の使用方法に関する説明のほか、避難者搬送等の業務が、モニタリングポストにおける直近の観測結果等を基に、被ばく線量の管理目安である積算1mSvを下回ることをあらかじめ確認。
- また、PAZ同様、平時から放射線防護資機材の使用方法に関する訓練・研修を定期的実施。

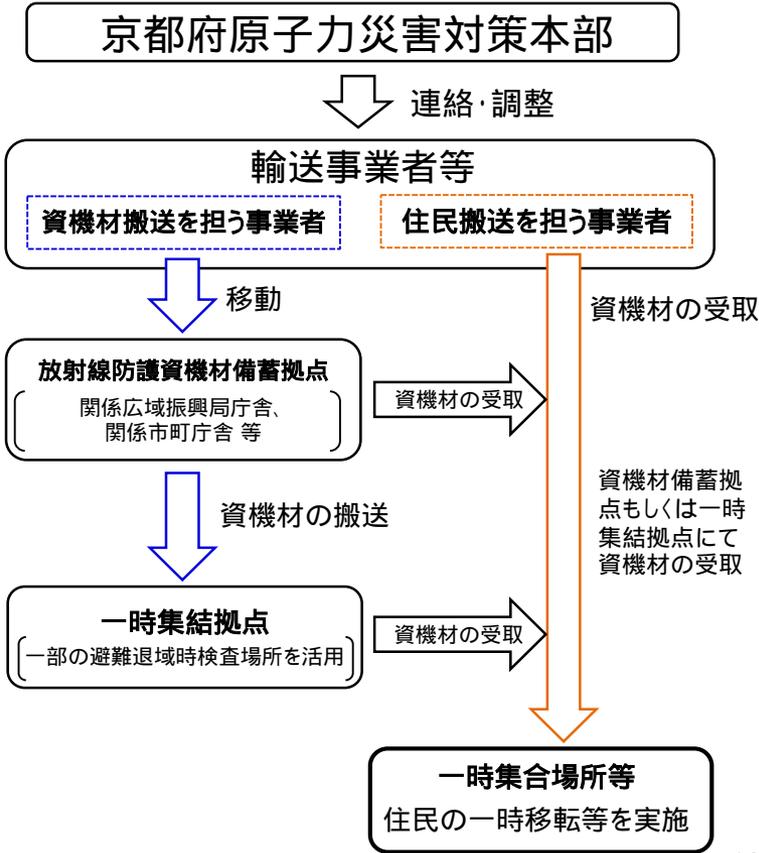


京都府におけるUPZ内防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄・供給体制

- UPZ内一時移転等において住民搬送を担う輸送事業者等には、原則、放射線防護資機材備蓄拠点や緊急時に設置する一時集結拠点(一部の避難退域時検査場所を活用)で放射線防護資機材を配布。
- 一時集結拠点等では、放射線防護資機材の使用方法に関する説明のほか、避難者搬送等の業務が、モニタリングポストにおける直近の観測結果等を基に、被ばく線量の管理目安である積算1mSvを下回ることをあらかじめ確認。
- また、PAZ同様、平時から放射線防護資機材の使用方法に関する訓練・研修を定期的実施。



住民搬送等を担う輸送事業者等に対する放射線防護資機材の配布体制



滋賀県におけるUPZ内防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄・供給体制

- UPZ内一時移転等において住民搬送を担う輸送事業者等には、原則、放射線防護資機材備蓄拠点や緊急時に設置する一時集結拠点(一部の避難退域時検査場所を活用)で放射線防護資機材を配布。
- 一時集結拠点等では、放射線防護資機材の使用方法に関する説明のほか、避難者搬送等の業務が、モニタリングポストにおける直近の観測結果等を基に、被ばく線量の管理目安である積算1mSvを下回ることをあらかじめ確認。
- また、PAZ同様、平時から放射線防護資機材の使用方法に関する訓練・研修を定期的実施。



(凡例)
● :放射線防護資機材備蓄拠点 ● :一時集結拠点

